平成２８年（フ）第２０９号
新潟市西区緒立流通２丁目２番地11
債務者　相田　守寛
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１７号
新潟市西区内野山手１丁目１番34号　ハピネス21　206号
債務者　岡　　国男
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２２号
新潟市中央区弁天橋通２丁目28番７号
債務者　日野浦雄治
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５０号
新潟市西区寺地637番地１　サニーライフ新潟、前住所新潟市江南区砂岡３丁目１番25号入山アパート内
債務者　佐藤　喜康
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１８号
長野県安曇野市豊科光1844番地
債務者　山田　　弓（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第３２号
長野県駒ヶ根市赤穂8797番地４
債務者　三島　達哉
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第１２６号
三重県鈴鹿市平田本町１丁目15番１号
債務者　細川　剛司
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８７号
兵庫県尼崎市築地５丁目５番17号　ジオプラザ築地601、申立時の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目５番14―309号
債務者　野村　正文
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３９９号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目１番25号　八幡館302号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘８丁目12番33号
債務者　細川美代子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０４号
兵庫県尼崎市食満５丁目２番７―405号　照屋方
債務者　福田　美加
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４３３号
兵庫県尼崎市小中島１丁目23番22号　水上マンション302
債務者　伊東　昭洋
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６３号
鳥取県米子市青木1152番地１　201号、前住所鳥取県米子市榎原43番地９
債務者　福田由美子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第５６号
広島県尾道市高須町4824番地２　市営１―301
債務者　寺戸　天敍
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第５６号
山口県周南市花陽１丁目10番１号　エトワール黒岩203号、前住所山口県周南市大字長穂2073番地の４
債務者　金子　朝美
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第７５号
山口県下関市彦島老町１丁目４番24号
債務者　長野　信義
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第９３号
山口県下関市山の田北町３番17―601号　稗田県営住宅17号棟
債務者　竹田　**靜**夫
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係